

## 施設等利用給付認定の決定（変更）について

吹田市へ提出された子育てのための施設等利用給付認定・変更申請等に基づき、別添の通知書のとおり、施設等利用給付認定の決定（変更）を行いました。つきましては、下記の説明事項をよくご確認くださいませようお願いします。

別添の通知書は、無償化（施設等利用費）の請求等で必要となりますので、大切に保管してください。

### 1. 認定の種類について

| 認定区分  | 保育の<br>必要性※1 | 年齢要件※2           | 世帯の市町村民<br>税課税状況※3 | 無償化の対象となる<br>施設・事業     | 無償化の月額上限額                               |
|-------|--------------|------------------|--------------------|------------------------|-----------------------------------------|
| 新1号認定 | なし           | 満3歳～5歳           | －                  | 私学助成幼稚園                | 25,700円                                 |
| 新2号認定 | あり           | 3歳～5歳            | －                  | 私学助成幼稚園                | 25,700円                                 |
|       |              |                  |                    | 幼稚園・認定こども園<br>の預かり保育事業 | ①11,300円<br>②その月の利用日数×450円<br>いずれか低い方の額 |
|       |              |                  |                    | 認可外保育施設等※4             | 37,000円※5                               |
| 新3号認定 |              | 0歳～2歳<br>(満3歳含む) | 非課税<br>世帯のみ        | 私学助成幼稚園                | 25,700円                                 |
|       |              |                  |                    | 幼稚園・認定こども園<br>の預かり保育事業 | ①16,300円<br>②その月の利用日数×450円<br>いずれか低い方の額 |
|       |              |                  |                    | 認可外保育施設等※4             | 42,000円※5                               |

※1 保育の必要性については、「2 保育の必要性の要件について」をご覧ください。

※2 その年の4月1日の前日の年齢で判断します。満3歳とは、3歳になった日以降最初の3月31日までの間の子供を指します。

※3 4月～8月の認定については前年度の市民税課税状況、9月～翌3月の認定については当該年度の市民税課税状況から判定します。

※4 認可外保育施設等とは、認可外保育施設（ベビーシッター含む）、一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。

※5 幼稚園・認定こども園（教育部分）の在園児が認可外保育施設等を利用する場合、幼稚園・認定こども園（教育部分）での預かり保育の提供が十分でない場合に限り、認可外保育施設等の保育料（利用料）について月額11,300円（新3号は月額16,300円）から預かり保育利用料の無償化分を差し引いた額を上限に無償化します。

### 2. 保育の必要性の要件について

保育の必要性とは、保護者全員が以下のいずれかの認定事由に該当することをいいます。認定期間は事由により異なります。新2・3号認定の方は、該当する認定事由を通知書に記載しています。

| 認定事由   | 保護者の状況                                       | 必要書類                              | 認定期間                                                                    |
|--------|----------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 就労     | 1月あたり実働64時間以上就労している。<br>(就労形態は問わない。就労内定を含む。) | 勤務(内定)証明書<br>様式A                  | 就労している期間                                                                |
| 妊娠・出産  | 出産予定・出産して間もない。                               | 母子手帳の写し<br>(表紙及び分娩予定日の<br>分かるページ) | 出産(予定)日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで |
| 疾病・障がい | 病気やケガをしている、又は心身に障がいがある。                      | 診断書 様式B<br>又は障がい者手帳の写し            | 療養にかかる期間                                                                |
| 介護・看護  | 病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している。               | 診断書 様式B<br>又は親子通園証明書等             | 介護・看護に必要な期間                                                             |
| 求職活動   | 求職活動を行っている。求職活動を行う。<br>(起業準備を含む。)            | なし                                | 認定開始日から90日を経過する日の属する月の末日まで                                              |
| 就学     | 週4日、かつ1日4時間以上就学している。<br>(就学内定を含む。)           | 在学証明書と時間割等                        | 卒業予定日または修了日の属する月の末日まで                                                   |

その他の認定事由については、保育幼稚園室までお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

### 3. こんな場合には手続きが必要です

世帯状況や保育の必要性の要件など、申請内容に変更があった場合はすみやかに変更手続きを行ってください。必要な変更手続きを行わなかった場合、認定を取消する場合や、施設等利用費の返還を求める場合があります。

認定は申請日より前に遡って受けることはできません。また、認定の変更は原則として月単位で行います。

| 変更内容（例）※4                                                                    | 必要な手続き                                                                                      |                                                                              | 手続き方法                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 離婚した。<br>結婚した。<br>世帯員の増減があった。                                                | 右の QR コードを読み取り、認定の変更申請フォームから「世帯の状況に関する事項」「認定保護者に関する事項」の変更手続きを行ってください。                       |                                                                              | オンライン申請<br>   |
| 仕事が決まった。<br>育児休業から復職した。<br>出産予定日の前後8週の期間に該当するようになった。<br>疾病・障がいにより保育ができなくなった。 | 【新1号認定から新2・3号認定へ変更する場合】<br>右の QR コードを読み取り、【新2号・新3号】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請フォームより申請を行ってください。※5 |                                                                              | オンライン申請<br>   |
|                                                                              | 【すでに新2・3号認定を受けている場合】<br>右の QR コードを読み取り、認定の変更申請フォームから「保育を必要とする事由等に関する事項」の変更手続きを行ってください。      |                                                                              | オンライン申請<br>   |
| 仕事を辞めた。<br>1月あたりの勤務時間が実働64時間以上を満たさなくなった。<br>育児休業を取得した。※3                     | 【求職活動を行う場合】<br>右の QR コードを読み取り、認定の変更申請フォームから「保育を必要とする事由等に関する事項」の変更手続きを行ってください。               |                                                                              | オンライン申請<br>  |
|                                                                              | 【求職活動を行わない場合】                                                                               | ●私学助成幼稚園に通う方<br>右の QR コードを読み取り、【新1号】子育てのための施設等利用給付認定・変更申請フォームより申請を行ってください。※5 | オンライン申請<br> |
|                                                                              |                                                                                             | ●上記以外の施設に通う方<br>施設等利用給付認定終了届を提出してください。                                       | 郵送・窓口                                                                                            |
| 退園した。<br>吹田市外へ引っ越しした。                                                        | 施設等利用給付認定終了届を提出してください。※1 ※2                                                                 |                                                                              | 郵送・窓口                                                                                            |

※1 吹田市外へ引っ越し（転出）される場合、吹田市での認定は、原則として、住民登録の異動日の前日で終了となります（市町村間の調整により異動日の属する月の末日まで、吹田市で認定する場合があります）。利用施設又は直接吹田市保育幼稚園室へ施設等利用給付認定終了届を提出してください。提出がない場合は、職権にて認定を取消する場合があります。

※2 吹田市外への引っ越し（転出）後も無償化を希望する場合は、転出先の市町村から新たに認定を受けていただく必要があります。認定は申請日より前に遡って受けることはできませんので、事前に利用施設又は転出先の市町村へご相談ください。

※3 育児休業を取得する前に認可外保育施設を利用していた場合、引き続き、新2・3号認定が受けられる場合があります。詳しくは、吹田市保育幼稚園室へお問い合わせください。

※4 その他、上記の例にない変更で手続きが分からない場合は、保育幼稚園室までお問い合わせください。

※5 オンライン申請が難しい場合には、書面にて「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を提出することも可能です。

### 4. その他

- 施設等利用費の詳細については、別紙「幼稚園保育料の無償化（施設等利用費）及び私立幼稚園給食費補助金について」「預かり保育利用料の無償化（施設等利用費）について」「認可外保育施設等の利用料の無償化（施設等利用費）について」をご覧ください。
- 施設等利用費が受けられるのは有効期間内に限ります。有効期間外に給付を受けた場合、施設等利用費の返還を求めることとなります。
- 新2・3号認定を受けた保護者は、保育の必要性の状況確認のため、年に1回、現況届の提出が必要です。毎年7月頃に吹田市からご案内をしますので、定められた期限までに必要書類を添付して提出してください。
- 正当な理由なく、子育てのための施設等利用給付認定に必要な報告・文書等の提出等を行わなかった場合や、虚偽の報告や文書等の提出を行った場合、又は市職員の質問に対して答弁をしなかったり、虚偽の答弁をした場合は、10万円以下の過料を科されることがあります。

<お問い合わせ先・提出先>

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 児童部 保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当

電話：06-6384-1592(直通) メール：hoiku\_keiriseibi@city.suita.osaka.jp